最終更新日：2015年7月10日
アオイ電子株式会社
取締役社長 中山 康治
問合せ先：常務取締役管理本部長 木下 和洋
証券コード：6832
http://www.aoi-electronics.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループは、株主重視および経営の透明性の向上を基本方針に、公正な経営システムの構築と積極的な情報公開によりコーポレート・ガバナンスの充実を図りながら、常に経営環境の変化に即応できる体制の構築に努めてまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
大西 通義	3,562,400	29.69
大西 以知郎	2,117,600	17.65
アオイコーポレーション有限会社	1,150,000	9.58
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	922,700	7.69
大西 暁子	359,240	2.99
株式会社三菱東京UFJ銀行	350,000	2.92
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	249,400	2.08
日亜化学工業株式会社	221,900	1.85
CMBL S. A. RE MUTUAL FUNDS	203,600	1.70
明治安田生命保険相互会社	154,000	1.28

支配株主（親会社を除く）の有無	大西 通義、大西 以知郎
親会社の有無	なし

補足説明

―――

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3 月
業種	電気機器
直前事業年度末における（連結）従業員数	1000人以上
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

当社の創業者であります代表取締役会長大西通義、その近親者およびその近親者が議決権の過半数を保有する会社が、当社の議決権の過半数を所有しておりますが、いずれも当社との取引はなく、今後行う予定もないため、コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情はありません。

また、将来的に取引が発生する場合においては、社内意思決定手続を明確化することにより、会社ならびに少数株主の利益に反することのな

いよう適切に対応してまいります。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

―――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	12 名
定款上の取締役の任期	2 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
川崎 英治	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目
※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者
b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
川崎 英治	○	同氏は当社の取引銀行である百十四銀行の出身者であります。当社は複数の金融機関と取引を行っており、また、同行との取引はその規模や条件などに照らして株主の議決権行使の判断に影響をおよぼすものではなく、独立役員としての職務に影響を与えるおそれはないものと判断しております。	前職の経験を生かし、経営全般の業務執行のガバナンスを強化するため。東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として指定しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4 名
監査役の人数	4 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人とは年4回以上の意見交換会を、監査役と内部監査室とは年2回以上の連絡会を行うなど、連携した監査を実施しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	4 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	4 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
吉田 文士	他の会社の出身者													
福家 光宏	その他													
藤目 暢之	税理士													
坂井　清	税理士													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
吉田 文士	○	同氏は当社の取引銀行である百十四銀行の出身者であります。当社は複数の金融機関と取引を行っており、また、同行との取引はその規模や条件などに照らして株主の議決権行使の判断に影響を及ぼすものではなく、独立役員としての職務に影響を与えるおそれはないものと判断しております。	前職の経験を生かし、経営全般の業務執行の監視・監査を強化するため。東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として指定しております。
福家 光宏	○	―――	前職の経験を生かし、リスク管理、組織管理等に関する業務執行の監視・監査を強化するため。東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たしており、独立役員として指定しております。
藤目 暢之	○	―――	税理士の専門知識を生かし、税務等に関する業務執行の監視・監査を強化するため。
坂井　清	○	―――	税理士の専門知識を生かし、税務等に関する業務執行の監視・監査を強化するため。

【独立役員関係】

独立役員の人数	5 名

その他独立役員に関する事項

―――

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	実施していない

該当項目に関する補足説明

業績連動等を考慮した役員報酬制度への見直しなどインセンティブを高めるための検討を行っております。

ストックオプションの付与対象者	

該当項目に関する補足説明

―――

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成25年度における取締役および監査役に支払われた報酬の額は、取締役に対し245百万円、監査役に対し24百万円であります。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

必要に応じて、内部監査室および管理本部に所属する社員がサポートしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

各部門の管理職を構成員とした経営会議を月１回開催し、会社の経営に関する意思の伝達、経営方針・計画に基づいた部門の業務執行状況の
報告および情報交換、重要な経営事項の審議を行っております。
内部監査につきましては、社長直属の内部監査室（専任１名）を設置し、各部門の業務活動および諸制度の運営状態の監査および助言を行うこ
とにより、業務管理、管理会計および資産管理の妥当性、有効性を把握し、経営の合理性、能率性の向上を図っております。通常の内部監査は、
監査計画に基づき行われ、監査担当者は必要に応じて、適任者を社長が任命して実施しております。
また、会計監査につきましては、監査法人ラットランドと会社法の規定に基づく監査、金融商品取引法の規定に基づく監査について監査契約を締
結し、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査が実施されております。会計監査業務を執行した公認会計士は監査法人ラットランドの長谷川正治氏、小野泰氏であり、この会計監査業務に係る補助者は公認会計士２名であります。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の取締役会は、環境変化の激しい半導体業界に柔軟にかつ迅速に対応し、かつ、コーポレート・ガバナンスが有効に機能するため、員数を必要最少限に絞込み各取締役の責任分野を明確にし、これにより取締役会を十分な議論の場として、最善かつ迅速な経営判断のできる機関として位置づけております。さらに、社外取締役（独立役員として指定）１名選任し、ガバナンスの強化を図っております。また、取締役の業務執行の監視・監査機能としては、監査役全員を社外監査役（うち常勤監査役２名を独立役員として指定）とすることにより独立性と透明性を確保しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
その他	株主総会の活性化のために、事業報告等の報告事項については、プロジェクターとナレーションを用いる等、株主の皆様に、より理解を深めていただける方法を取り入れております。 また、株主総会終了後に株主懇談会を開催し、当社製品や新技術の取り組み状況のプレゼンテーションを行い、株主の皆様との意見交換の場を設けております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
その他	半期毎の機関投資家訪問や個別の工場見学受入などにより対応しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	「アオイ電子行動憲章」の制定により、強い使命感、倫理観を当社グループ内に徹底しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	ISO14001の活動および「内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況」に記載した各委員会が中心となり、環境保全活動、CSR活動等に取り組んでおります。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、会社法に基づく「取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」を以下のとおり定め、当社グループの業務の適正性、有効性・効率性の確保とリスク管理に努め、社会情勢の変化に応じた体制を整備し、その充実を図る。

（1）取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社グループが信頼できる企業として存続していくためには、常に法令および企業倫理を遵守し、適正なる事業活動を行っていくことを当然の責務と考え、事業活動遂行の指針として「アオイ電子行動憲章」を制定する。また、「コンプライアンス推進委員会」および「相談窓口」を設置し、コンプライアンス体制の維持・向上を図る体制を構築する。

（2）取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社グループは、情報資産の保護・管理を目的として「アオイ電子情報セキュリティポリシー」を制定する。また、「情報セキュリティ委員会」を設置し、情報セキュリティの維持・向上と情報の有効活用を図る。
これらの管理体制のもと、取締役の職務執行に係る情報については、法令および社内規程に基づき、作成・保存するとともに必要に応じて取締役、監査役、会計監査人等が閲覧、謄写可能な状態に置く。

（3）損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社グループは「リスク管理委員会」を設置し、会社を取り巻くリスクを統括管理するとともに「アオイ電子リスクマネジメントポリシー」のもとマニュアル等を整備し、危機管理体制の構築および運用を図る。

（4）取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当取締役会は、中期経営目標を定め、それを具現化するために、事業年度、部門毎の事業計画を策定するとともに、その達成に向けて職務を遂行し、取締役会がその実績管理を行う。また、執行役員会議、経営会議等において、業務執行状況の報告、情報交換、重要な事項の審議により経営環境の変化に即応できる効率的な管理体制の構築および運用を図る。

（5）当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
上記（1）から（4）の事項にグループ全体で取り組む。

（6）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
監査役は必要に応じて、内部監査室および管理本部に所属する社員に対し、監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた社員はその命令に関して、取締役等の指揮命令は受けないものとする。

（7）取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制
取締役または使用人は、監査役に対して法定事項に加え、当会社グループに重大な影響を及ぼす事項等の内容をすみやかに報告する体制を整備する。

（8）その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
取締役に対するヒアリングの機会を定期的に設ける体制を整備する。

「アオイ電子行動憲章」は当社ホームページに掲載しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは「アオイ電子行動憲章」において、暴力団等反社会的勢力の排除に取り組む旨規定し、一切関係を持たず、不当な要求に対しては顧問弁護士や警察等関係機関とも連携し、毅然とした態度で組織的に対応します。
当社グループの全役員・従業員は、企業目的、行動憲章、相談窓口を記載したコンプライアンスカードを携帯し、理解を徹底するとともに、問題発生時には早期解決できるよう取り組んでおります。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

―――

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

―――